

第1章 赤穂市都市計画マスタープランについて

1-1 都市計画マスタープランの策定に際して

1 計画の目的

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「2030赤穂市総合計画」や「西播磨地域都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即して、本市における都市づくりの目標や将来の都市像を示すとともに、整備課題に応じた都市計画の方針を定めるもので、都市計画法に基づき本市が定める土地利用規制や各種施策計画の決定や変更の指針となるものです。

■都市計画法(抜粋)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

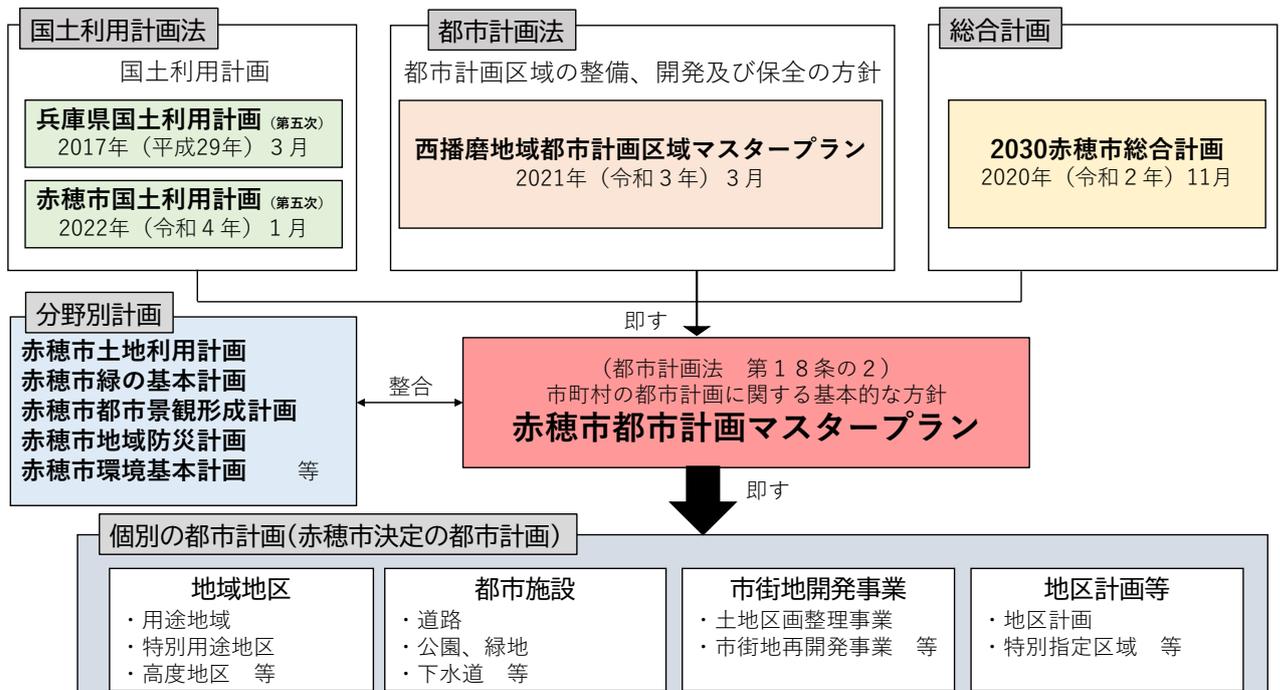
第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

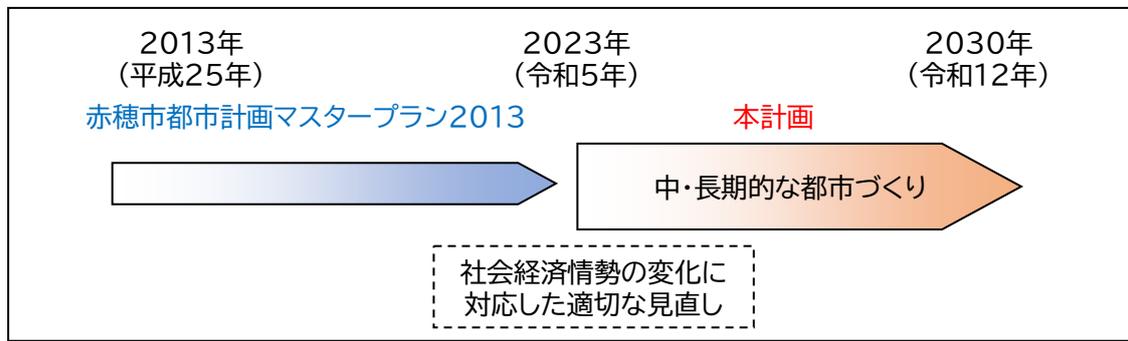
■赤穂市都市計画マスタープランの位置づけ



2 目標年次

本計画の目標年次は、おおむね10年後の2030年度（令和12年度）とします。

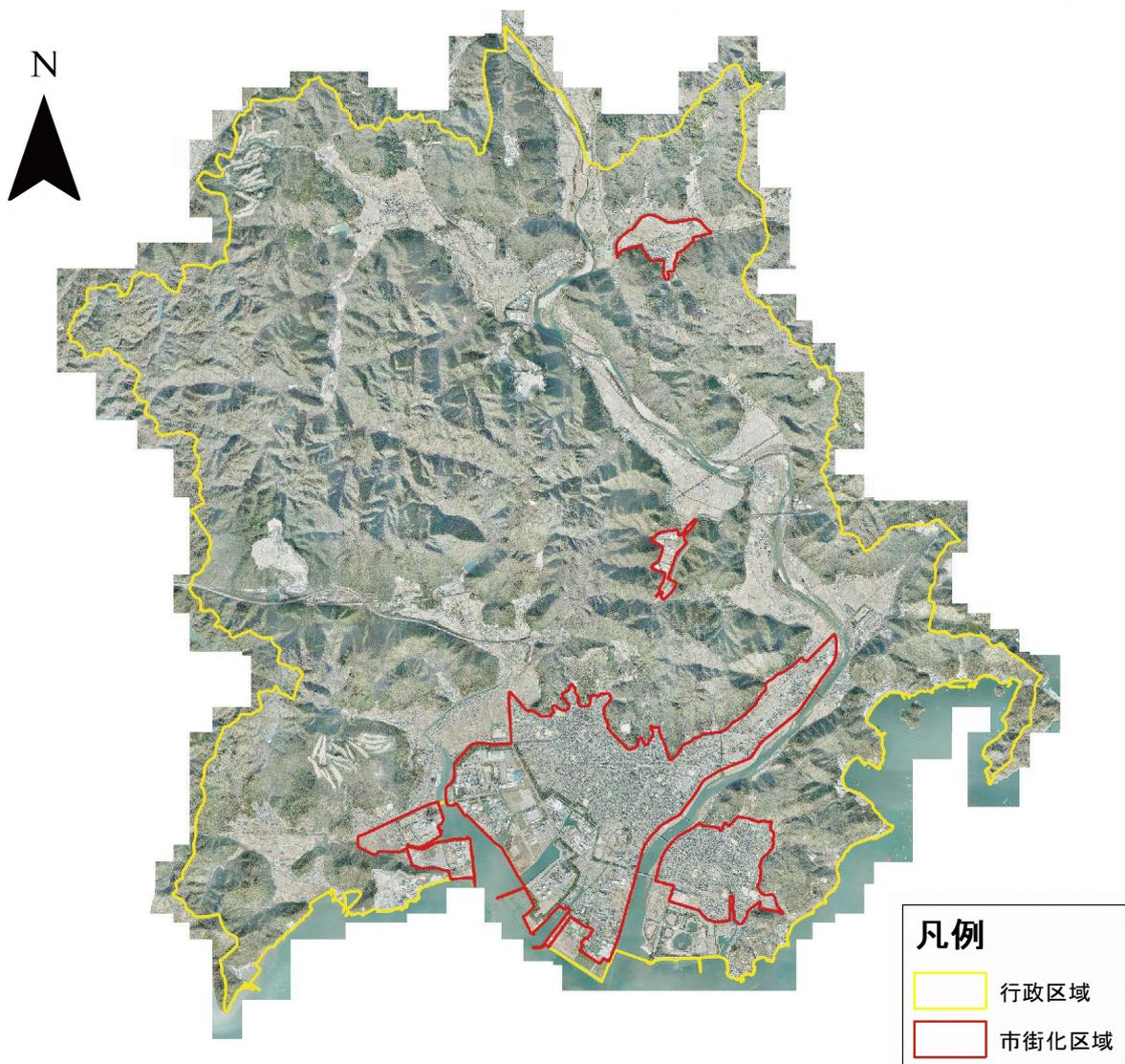
■計画の期間



3 計画の対象区域

計画の対象区域は、赤穂市全域（12,685ha）とします。

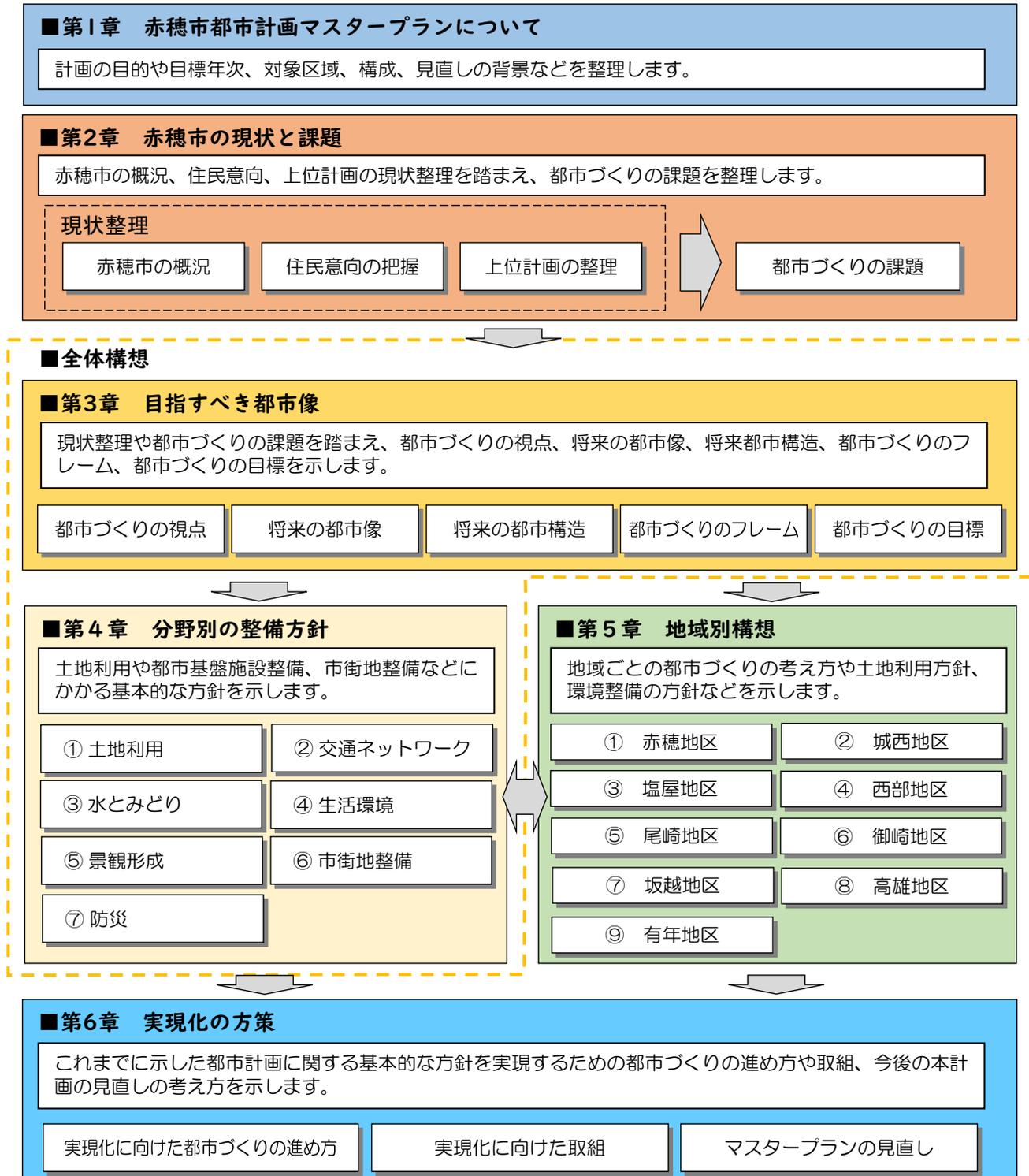
■対象範囲



4 計画の構成

本計画は「全体構想」と「地域別構想」を主な内容として構成します。全体構想では、市域全体の都市づくりの目標および土地利用や都市基盤施設整備、市街地整備などにかかる基本的な方針を示します。地域別構想では、地域ごとの都市づくりの考え方や土地利用方針、環境整備の方針などを示します。実現化の方策では、目指すべき都市像を実現するための基本的な考え方や推進体制、推進方策、今後の課題などを整理します。

■計画の構成と策定の流れ



1-2 都市計画マスタープラン見直しの背景

本計画は、当初1997年（平成9年）5月に策定され、その後2013年（平成25年）3月に、上位計画である赤穂市総合計画をはじめ国土利用計画（第四次）の策定、西播磨地域都市計画区域マスタープランの改定に合わせて新たに策定されました。

前回の見直しから約10年が経過し、その間に上位計画である2030赤穂市総合計画および西播磨地域都市計画区域マスタープランの改定などが行われたことや、下記に示す社会情勢の変化に伴う新たな都市計画制度へ対応する必要があることから、現計画の見直しを行います。

(1) 社会情勢の変化への対応

市民の価値観やニーズの多様化、高度化やゆとりある私生活と仕事とを両立できるワーク・ライフ・バランスの実現も念頭に置きながら、社会情勢の変化に対応する必要があります。

■社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の進展
- 労働人口の減少
- 頻発・激甚化する自然災害
- 環境問題への意識の高まり（再生可能エネルギーの活用や省エネルギー、脱炭素社会の実現など）
- 公共施設（インフラ）の老朽化と更新時期の集中
- 空き家・空き地などの未利用地の増加（都市のスポンジ化・低密度化）
- グローバル化の進展
- 高度情報技術の進展（IoTやAIなど）
- 生活様式の変化（テレワークの増加など）
- 価値観やニーズの多様化・高度化とワーク・ライフ・バランス

(2) 新たな都市計画制度への対応

上記の社会情勢の変化へ対応するため、商業、医療、福祉などの生活機能の確保と公共交通機関の連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成や、未利用地や空き家への対応など、新たな都市計画制度を踏まえた対応が必要です。

■新たな都市計画制度

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成の推進
 - ・立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）など
- 都市のスポンジ化対策
 - ・空き家対策（空家対策の推進に関する特別措置法）など
- 人口減少下における適切な国土管理のあり方の検討
 - ・国土管理構想の公表（国土交通省）など
- 頻発・激甚化する自然災害への対応
 - ・災害ハザードエリアにおける開発抑制（都市計画法・都市再生特別措置法）など
- 健康・医療・福祉と連携したまちづくり
 - ・健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン（国土交通省）など